

平成30年11月30日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成30年11月30日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 57 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 58 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 59 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 非農地証明申請について
- 議案第 61 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 62 号 非農地通知の決定について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

### 出席委員

- |             |            |            |            |
|-------------|------------|------------|------------|
| 1 番 生田 政行   | 2 番 横段 登   | 3 番 池田 勝憲  | 4 番 倉本 寛   |
| 5 番 水場 守信   | 6 番 向井 幸弘  | 7 番 林 武彦   | 8 番 亀山 博司  |
| 9 番 今井 満    | 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀  | 12 番 本末 満  |
| 13 番 灰原 松二  | 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 16 番 土井 光弘 |
| 17 番 西田 小百合 | 18 番 石田 尚則 |            |            |

### 欠席委員

- 19 番 北村 正次

### 事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主査

(午後2時)

議長：本日、北村会長が公務出張のため、会長職務代理者のわたし 横段が議長をつとめます。ご協力をお願いします。

それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第10回呉市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名者に、13番 灰原委員、14番 大道委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、19番 北村委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。

今回の事前配布として、議案書及び「資料1 非農地通知の決定について」を送付しています。また、本日配布した資料は、2019年農業委員会手帳、同じく農業委員会活動記録セット、そして「平成30年度全国農業図書 普及推進図書」の図書目録のパンフレット、「JAくれだより」第64号及び「JA広島ゆたか広報」第135号です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字津江迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は441㎡の第2種農地です。

申請地は、戦前旧海軍省が取得した農地ですが、現在財務局が管理し、旧所有者の関係人に対し貸し付けを行ってきたものです。このたび、財務局が、関係人である譲受人に払い下げを申し入れ、譲受人がこれを承諾し農地として取得しようとするものです。

申請地は、現在譲受人が果樹等を栽培しており、これを継続するものです。

経営面積は、自作地と申請地をあわせ11アールありますので、広地区の下限面積10ア

ールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は財務局管理の農地ですが、現在申請地を借り受けて農地として使用している譲受人に払い下げを行おうとするもので、現地は柿などの果樹が植付けられており、譲受人は子供と一緒に農地として利用するというもので、許可して問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,707㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、子供である譲受人に贈与するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営を承継するものです。

営農計画は、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地が17アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。譲渡人である母親が高齢となったため、同居する娘が贈与により譲り受けて耕作するというもので、現地は野菜、果樹の栽培が行われ、農地として利用されており、許可して問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は、借受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、郷原町字畑〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田、面積は合計で1,59

3㎡の農振農用地または第2種農地で、4番の申請地は、同町字オケ峠〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は945㎡の農振農用地です。

申請の事由は、譲渡人2名は高齢となったため、孫である借受人に使用貸借の権利を設定するもので、借受人は申請地を借り受け、農業経営を承継するものです。

営農計画は、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。

経営面積は、2件の申請地をあわせ25アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。申請地については、すべてきれいに整備され草も刈っている。祖父母が孫に農地を貸すもので問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は35㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹を作付けするものです。

経営面積は、自作地が18アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。写真のとおりミカン園として管理されており問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町久比字岡〇〇〇番ほか4筆、地目は畑、面積は合計で1,574㎡の農振農用区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、借り受け農地が58アールありますので、豊町久比地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土 井 委 員：16番 土井です。譲渡人は94才と高齢で耕作できなくなったところ、農業法人で農作業を行いつこの農地についても管理しみかんを作っていた譲受人が農地を取得する資格を得て農地法第3条の許可によりこの農地の所有権を取得するもので何ら問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎの7番につきましては、15番 秋光委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、秋光委員の退席をお願いします。

(15番 秋光委員退席)

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊町大長字小長〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で2,562㎡の農振農用区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方で耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人は自作地の隣接地で耕作に便利な申請地を譲り受けるものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が50アールありますので、豊町大長地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本末委員：12番 本末です。現地は、耕作者が亡くなれば子供が相続したものの県外に居住し耕作できないところ、隣接農地を所有している譲受人が買受けて果樹栽培を行うというもので、何ら問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

(15番 秋光委員着席)

議 長：つぎに、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,072㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル204枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地の周囲には田があるが、あぜ、排水も整備されており、特段問題はなし。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字女子畑字柳谷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は855㎡の農用地区域内の農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル184枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域については、指定の除外を8月の農業委員会総会で協議いただいております。農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。現地は草刈り等により管理されており、手前には水路があり排水に問題はなし。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、警固屋9丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は403㎡の第2種農地です。

転用の目的は、親の住宅の隣の農地を使用貸借により借り受け、住宅及び駐車場として使用しようとするものです。

規模等は、住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要ですが、市街化調整区域内での建築物の新築であるため、「都市計画法」第43条第1項の規定による建築物の新築許可が必要となり、現在都市計画課に許可の申請中です。

本件の許可については、この建築物の新築許可にあわせ行うこととしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。



石田委員：18番 石田です。譲渡人の子供が自宅を建築するため、使用貸借による権利を取得しようとするもので、生活排水は公共下水道へ、雨水は申請地に接する側溝を経由して呉市道の道路側溝に排水する計画であり、許可して問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は「都市計画法」の建築許可にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は建築許可にあわせ許可すると決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字一ツ石〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で38.22㎡の第2種農地です。

転用の目的は、写真奥の宅地に設置されている農業用倉庫とあわせ取得し、この倉庫への進入路として使用しようとするものです。

しかしながら、写真でもおわかりのように、すでに進入路として整備されていることから、始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。農地の進入路にするなどの無許可での転用は厳に慎むよう強く指導した。ただ現地については、特段問題はないので許可してよいと思う。よろしくご審議願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字洲ノ崎〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は612㎡の農振農

用地区域内の農地です。

転用目的は、譲受人は個人で建設業をしており、資材置場用地として利用するため、売買により所有権を移転するものです。

規模等は、鋼管、ビニールパイプ56㎡、残土100㎡、重機、大型トラックの駐車場3区画、倉庫1棟9㎡を整備する計画です。

しかしながら、写真のとおり、既に譲渡人が倉庫を建設し、農業用倉庫として利用していたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成30年12月初旬に公告される見込みで、公告にあわせて許可する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。以前から倉庫を建てて建設業の材料を置いていたもので、問題ないと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は337㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。親の隣接地に子供の自宅を建てるというもので、やむを得ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町安登西9丁目〇〇〇番、地目は田、面積は800㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量38.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。道路から一段上がったところにある農地で、排水も2カ所あり問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字内海字麻畑〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で819㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル176枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の申請中で、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地の両側に水路があり問題ない。近くに農地、住宅もあるが影響はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第60号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字平迫〇〇〇〇番、地目は田、現況は山林、面積は1,064㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成元年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、7月の豪雨により道路が寸断され、現地に行くのが困難な状況でしたが、写真のとおり付近一帯が荒廃し山林化しており、かつ通作にも不便なことから農地への復元は現実的ではないと判断しました。山林として証明して差し支えないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、現況は原野及び山林、面積は合計で1,500㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、平成元年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野及び山林として証明を受けようとするものです。

また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成30年12月初旬に公告される見込みで、公告にあわせて証明する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は、平成元年頃までは耕作していたが、その後耕作を放棄し、現在は原野または山林となっている。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ証明すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ証明すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町大字渡子字中原山〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は原野及び山林、面積は合計で689㎡の第2種農地及び農振農用地区域内の農地です。  
申請の事由は、平成元年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野及び山林として証明を受けようとするものです。  
また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成30年12月初旬に公告される見込みで、公告にあわせて証明する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請人は広島に居住しており、平成元年頃までは親戚が耕作していたが、親戚も耕作を放棄したため、現在は原野または山林となっている。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ証明すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ証明すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字横挽〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は947㎡

の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、平成10年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成30年12月初旬に公告される見込みで、公告にあわせて証明する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。どنگりの大木が生えており、耕作にも不便なためやむを得ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ証明すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ証明すると決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字横挽〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は781㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、平成10年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成30年12月初旬に公告される見込みで、公告にあわせ証明する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。以前はみかん園だったが、伐採しその跡が残っており、農地への復元は困難です。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ証明すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ証明すると決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町柳迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は1,286㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成元年頃からヒノキを植林したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。ヒノキが植林され30年経過しており、やむを得ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第61号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

本件の調査地は、仁方本町1丁目〇〇〇番〇ほか1筆、登記地目は田、面積は合計で1,083㎡の第3種農地です。

平成17年11月14日に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、カボス、柿などの果樹が作付けされており、農地として管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。現地は、写真のとおりカボス、柿、イチジク、くりなどの果樹が植えられており、農地として管理されていました。継続して農地として利用していると証明して差し支えないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

- 議 長：それでは、本件は証明と決定します。
- 議 長：つぎに、議案第62号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。ここに記載の倉橋町の農地、303筆、面積194,897.96㎡について、平成30年度現地調査し、非農地であると判断したものです。総会で議決いただきましたら、所有者、広島県、法務局、呉市農林水産課、呉市資産税課に通知を行うこととしています。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。
- 議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：議案書の11ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、11ページ農地法第4条の規定による届出が1件、12ページ、13ページ 農地法第5条の規定による届出が3件、合計で4件ありましたので、報告します。
- 議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。
- 本 末 委 員：12番 本末です。非農地通知を行う前後で固定資産税の負担はどうなるのか。
- 事 務 局：地区により土地の評価額は一定でないので、資産税課に問い合わせてみます。
- 議 長：自分も農家から税負担について聞かれることがあるが、土地によって課税の違いがあり、担当課に問い合わせるよう話している。
- そのほか、何かありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。
- 次回、平成30年第11回総会は、12月26日 水曜日  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。



事務局： 次回の開催時間についてですが、12月10日の申請締め切りまで申請件数が確定していません。

予定としては、午後3時から第11回総会を行い、午後4時から呉税務署の「農地の納税猶予制度について」の研修会を約30分程度行うこととしています。

ご案内については、別途通知します。

議長： 以上で平成30年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時55分)